

平成28年6月23日  
総合政策局参事官(社会資本整備)

## 津波防災地域づくり推進計画作成ガイドラインを策定しました

～先進事例の横展開を図ることで、市町村による推進計画作成の支援をいたします～

国土交通省では、津波防災地域づくり推進計画作成ガイドラインを策定しました。これにより、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく「推進計画」の市町村による作成を支援いたします。

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、地域の実情に応じて津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）の市町村による作成を促進するため、既に推進計画を作成または現在作成を検討中の団体へのヒアリング結果を踏まえ、参考となる先行事例、推進計画の作成手順や留意点を明記したガイドラインを策定しました。

### ガイドラインの概要

#### 「先進事例の横展開」

計画の意義・効果に対する理解の促進	⇒	既作成市町村の作成のきっかけや実感しているメリットを記載
計画の作成経費の先例の把握	⇒	既作成市町村の先例を記載
関連計画との調整のノウハウの取得	⇒	既作成市町村が行った関連計画との整合・調整の方法を記載
協議会の運営のノウハウの取得	⇒	既作成市町村の協議会のメンバーなど運営の先例を記載

#### 作成手順、留意点の明確化

計画事項の記載方法の理解の促進	⇒	津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針の解説
計画の作成手順の理解の促進	⇒	推進計画の作成の流れ、検討の手順を明記（対象区域と方針だけの計画も可）

- ・推進計画の必要性に対する認識を高め、作成の機運を醸成
- ・先進事例の把握を含め、推進計画作成のノウハウの取得を促進
- ・担当職員の負担の軽減を図り、推進計画の効率的な作成に寄与

本ガイドラインについては、今後も作成する市町村のノウハウ等を加え充実を図ります。これにより、推進計画の作成に取り組む市町村の津波防災地域づくりを支援します。

### 津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン

<http://www.mlit.go.jp/common/001135408.pdf>

○問合せ先 国土交通省総合政策局参事官(社会資本整備)付  
分析官 四反田 電話 03-5253-8111 (内線: 24-239)  
直通 03-5253-8982